

令和2年8月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年8月25日（火）午後2時37分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年8月25日(火)本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 番	三 上 健 一	1 5 番	落 合 喜 治
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵美子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	山 口 貞 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

1 6 番	北 村 利 夫	番	
-------	---------	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	主任	森 大 晃

委員会の日程は、次のとおり

日程第 1 議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 34号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出に
ついて

日程第 5 議案第 37号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について

日程第 6 議案第 38号 非農地証明願について

日程第 7 報告第 11号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時37分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 定刻を過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者24名、1名の欠席となっております。

それでは、まず初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆様、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ことは、新型コロナウイルスの関係でいろいろなところに影響が出ておりますが、毎年行われております農業委員会大会につきまして、先日の農業会議の中で中止が決定されました。詳しいことは、後ほど事務局から説明があらうかと思っております。

それと、改選された委員の皆様最初にやっていただくこととして、9月から農地パトロールを行います。農業委員会、各地区協ではいろいろ工夫をされて農地パトロールを行っているようでございますが、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、何か新しい方法がありましたら、ぜひとも御進言いただきたいと思っております。

地元をそれぞれ回っていただくことになりますけれども、かなりびっくりするようなところもあらうかと思われと思いますので、その辺も十分にパトロールをしていただきたいと思いますと思っております。

そのほかにも、新型コロナウイルスの関係で、農業にもかなりな影響が出ております。これからも大変だと思いますけれども、いろいろと補助金等が出ておりますので、そうしたものを利用していただきながら、この状況を乗り越えていくことができればと考えております。

それでは、8月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、1番の井上哲夫委員と2番の三上健一委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2名。所有面積、0 a。耕作面積、109 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字根下、1筆。地目、畑。地積、533 m²。権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3名。所有面積、115 a。耕作面積、66 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原字中原、2筆。1筆が地目、畑。地積、720 m²。残り1筆が地目、畑。

車場。立地基準は、第3種農地。農用地区域除外日、平成9年5月14日。

事務局からは以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

8番、加藤義一委員。

8番（加藤義一委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から東に約200mの土地になります。

資料は5ページをお開きください。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には中里小学校と御所見総合クリニックがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

本件につきましては、現在、菖蒲沢に駐車場を賃借している運送業者からの要望によるものです。

要望によりますと、現在の事務所及び駐車場が、北部第2（3地区）の区画整理事業により道路で分断されスペースが縮小するため、代替地として適地を探していたとのことでした。

接道や土地の形状、広さ等から申請地が適地と判断した事業者から、土地所有者である申請者に要望があり、申請者が自ら貸駐車場を造成し、業者に賃貸するものです。

申請地の北側は、申請者所有の農地、東側は水路、南側は駐車場、西側は道路に接しています。

北側と東側の境界には、90cm間隔で単管パイプを打ち込んだ上で、地上高20cmになるよう万能鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

西側は地上高20cmの既設の土留め、南側にも地上高20cmの砂利飛散防止柵があるため、新たに設置物は設けません。

また、敷地内は砂利敷きの上、転圧を行い、道路等への砂利の流出がないようにします。

雨水は敷地内浸透処理とします。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、495a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、瀬郷字中島、1筆。地目、畑。地積、850㎡のうち381.93㎡。内容、使用貸借権設定、自己住宅への転用。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、78a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、大庭字聖ヶ谷、3筆。1筆目、地目、畑。地積、554㎡。2筆目、地目、畑。地積、273㎡。3筆目、地目、畑。地積、21㎡。3筆合計848㎡。内容、所有権移転、資材置場へ転用。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別は、第2種農地。

事務局からの説明は以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

8番、加藤義一委員。

8番（加藤義一委員） 本件の申請地につきましては、藤沢市瀬郷にあります「中里小学校」から北西に約100mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

農地の区分は、300m以内に御所見市民センターがあるため、「第3種農地」と判断しました。

譲受人は、現在持ち家がなく、家族が増える予定もあり、現在の住まいでは手狭な状況となってきました。また、本家の農業を手伝いたいと考えており、父親世帯の近くである申請地が適地であったとのこと。

申請地の西側及び北側は道路、東側は譲渡人所有の農地、南側は、宅地と譲渡人所有の農地に接しています。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第36号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第37号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、日程第5、議案第37号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、藤沢市に対し農用地利用集積計画案の作成について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、同法第19条の3の規定に基づき意見を求められたものです。

番号1は、高倉で24aを耕作している方の新規借受分。当該地では、サトイモを作付けしていく予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第37号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第37号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第6、議案第38号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは「非農地証明願について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字宮沼、1筆。地目、畑。地積、581㎡。内容は、昭和40年11月以降、自己住宅敷地として利用、現在に至る。確認資料（平成19年航空写真）。現地確認日、令和2年8月13日。

番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字菖蒲沢境、2筆。1筆目が、地目、畑。地積、38㎡。残る1筆が、地目、畑。地積、1.08㎡。合計で39.08㎡。内容は、平成19年頃より自己住宅用通路用地として利用し、現在に至る。確認資料（平成19年航空写真）。現地確認日、令和2年8月13日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、市道葛原・綾瀬線にある「南葛野」交差点から北西に約760mの土地になります。

資料は12ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

申請者によると、葛原字宮沼の土地について、昭和40年11月以降、自己住宅敷地として利用し、現在に至るとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、8月13日に地区委員の私、上田と漆原委員、

各地区協でも御説明をさせていただきましたが、ことしも農地パトロールを委員の皆様をお願いしたいと考えております。

調査期間は、前年と同様に9月1日～9月18日までとさせていただきました。各委員さんには、調査用の地図と調査票をお渡しさせていただきますけれども、各地区2人ないしは3人ということでペアを組ませていただきましたので、このペアを基本として各地区の調査をお願いしたいと考えております。

調査票には、昨年、荒廃地として挙がっていたところを記載してありますので、こちらを中心に現在の状況を確認していただく。またあわせて、それ以外の土地についても、荒廃状況の確認をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今年からの新任委員さんにおかれましては、できるだけ継続の委員さんと一緒のペアとさせていただきますので、済みませんが、継続の委員さんにおかれましては、フォローをしていただきますように、よろしく願いいたします。

なお、新任の委員さん同士のペアになってしまったところもありますので、もしわからないことがありましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思います。

調査が終わったものにつきましては、来月の地区協において回収をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その結果を取りまとめまして、その後、荒廃地の所有者に対して利用意向確認ないしは指導通知を、事務局から発送する予定であります。よろしく願いいたします。

農地パトロールについては、以上です。

続きまして、各委員さんから伺った電話番号、住所等の名簿を地区協で配付させていただきましたので、農地パトロールの調整などに御利用いただければと思います。

またあわせて、本日、総会資料としてお配りさせていただきました「担当地区一覧」ですけれども、これは農地パトロール以外ですが、既に転用案件等で現地確認をしていただいた委員さんもいらっしゃると思いますけれども、基本

的に、どこの地区の場合にはこの委員さんをお願いしたいというところをまとめたものが「担当地区一覧」になります。

瀬郷、遠藤のように複数の委員さんがいらっしゃる箇所につきましては、一応ざっと地図をつけさせていただいて、この区域についてはこの委員さんをお願いする予定ですよというところを記載させていただきましたので、御確認をいただければと思います。ただ、これはあくまでも目安ということですので、状況に応じて、その地区の委員さん以外の方をお願いする場合がありますので、その節はよろしく願いいたします。

ちなみに調整区域での現地確認がほとんどでして、市街化区域につきましては、現地確認などは余り行っておりませんので、そのことも御了承いただければと思います。

それから、来月の総会ですが、9月28日に開催する予定ですが、今月と違いまして、来月は、この建物の8階で行う予定になっておりますので、お間違えないように、よろしく願いいたします。

最後に、先ほど冒頭に会長から農業委員会大会中止の話がありましたけれども、新任の委員さんに農業委員会大会の内容を説明しますと、神奈川県内の農業委員会の農業委員さん、推進委員さん全てに集まっていたいただいて、決議事項等を行う会議ですが、ことしは、11月12日に厚木市で行う予定でしたが、会長のお話のとおりコロナの影響で、今回は中止という扱いになりますので、出席いただく必要はありません。

ただ、書面での決議という話になりますので、案が届き次第皆様にお諮りさせていただくようになります。その点、御承知おきいただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして8月の総会を閉会いたします。

なお、本日『農政時報』が2部配られていると思いますが、580号の8ページ、最後のところに、藤沢市で新規就農して頑張っている秋葉さんの記事が出ておりますので、読んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3 時 2 0 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)